

# 公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612、6613）あてに願います。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（[http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410\\_01.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html)）を参照願います。

2013年5月15日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理事 小寺 清

## 【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

## 【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

## 【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

([http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku\\_0701.html](http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html))

- ( 1 ) 公表の対象となる契約相手方 ( 共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。 )  
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。  
ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等 ( 注 ) として再就職していること  
注 ) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。  
イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
- ( 2 ) 公表する情報  
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。  
ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名  
イ . 契約相手方の直近 3 カ年の財務諸表における当機構との取引高  
ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合  
エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- ( 3 ) 当機構の役職員経験者の有無の確認日  
当該契約の締結日とします。
- ( 4 ) 情報の提供  
契約締結日から 1 ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 1 国名：パキスタン 担当：経済基盤開発部  
案件名：カラチ港及びビン・カシム港治安強化計画準備調査  
調査区分：プロジェクト形成（無償）

1 契約予定期間：2013年7月中旬～2014年5月下旬

2 参加要件

海外における保安検査計画に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。  
日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

3 参加資格のない社等

・ 商社、建設業者、本件に関連する資機材製造部門を有するコンサルタント及び本件に関連する資機材メーカー

4 今後の選定プロセス（予定）

(1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年5月29日から2013年5月31日17：00まで  
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。

依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）

(2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年5月29日から2013年6月3日23：59まで

上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。

(3) プロポーザル提出：2013年6月14日12：00まで

プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。

(4) 選定結果通知：6月下旬

(5) 契約交渉：6月下旬～7月上旬

5 業務の目的

2011年の米国同時多発テロの発生後、国際社会はパキスタン国（以下、「パ」国）政府に対して武装勢力の取り締まりを求めてきた。特に、2005年のロンドン同時多発テロではパキスタン系イギリス人が関与していたことから、国際社会は「パ」国政府に対して、武装勢力のさらなる規制強化を求めている。これを受けて、「パ」国政府は反テロリズム法を基に武装勢力の取り締まりを行っており、特に武器保有の規制や国境警備の強化を行っている。

これら取り締まりの強化に関わらず、「パ」国では、国内の治安を脅かす事件が依然として多発しており、中でもテロ対策は喫緊の課題である。2010年に起きた治安事件（テロ攻撃、民族/部族間対立など）3,393件のうち、テロ攻撃は2,113件に上り、全事件の62.3%を占めている。

「パ」国最大都市のカラチ市に位置するカラチ港及びビン・カシム港は、国際港として「パ」国における物流の最重要拠点として、年間約100万TEU（カラチ港65万TEU、ビン・カシム港35万TEU）のコンテナ貨物を取り扱っている。このため、対象港に荷揚げされる荷役を通じた違法薬物、爆発物、兵器等の流入を防止するための水際対策が必要となっている。しかしながら、現在のカラチ港及びビン・カシム港は、アフガニスタンを経由したトランジット貨物については全数検査されているものの、その他のコンテナについては、コンテナ検査機材の不足などにより、10～20%しか検査されていない状況である。海上輸送を中心としたサプライチェーン全体における保安対策としては、貨物情報の事前申告ルールの徹底などソフト面の強化も必要だが、当面、今後増大が想定されるコンテナ取扱量に対して、その検査数量を増やすことは、重要な保安対策の一つである。

このような状況を受け、今般、「パ」国政府は我が国に対してコンテナ検査体制の強化に係る無償資金協力を要請した。本調査は、両港の現況調査及び「パ」国政府との協議を通じて要請内容の必要性及び妥当性を検証し、テロ対策等治安無償資金協力案件として適切な概略設計を行い、事業計画を策定し、概略事業費を積算することを目的として実施するものである。

6 業務の範囲及び内容

(1) 業務対象地域

パキスタン カラチ市

(2) 相手国側関係機関

連邦歳入庁パキスタン税関局

(3) 業務内容

ア プロジェクトの背景、目的、内容の確認

イ 要請内容（機材、仕様、数量など）の妥当性の検証

ウ 電力事情の確認に係る調査

エ 関連案件及び他ドナーの援助動向の調査

オ サイト状況調査（落雷など自然条件含む）調査

カ 運営維持管理・実施体制調査

キ 調達事情調査（現地調達、第三国調達、サブコンなど）

ク 機材計画調査

ケ 施工・据付計画調査

- コ プロジェクト内容の計画策定
- サ 相手国側負担事業の概要
- シ プロジェクトの維持管理計画
- ス 技術支援計画の策定
- セ プロジェクトの概略事業費の積算
- ソ プロジェクトの評価

#### 7 成果品等

- (1) インセプション・レポート(2013年7月下旬)
- (2) 第一次現地調査結果概要(2013年8月中旬)
- (4) 第二次現地調査結果概要(2013年10月下旬)
- (5) 準備調査報告書(案)(2014年1月中旬)
- (6) 機材仕様書(案)(2014年1月中旬)
- (7) 概略事業費(無償)積算内訳書(2014年3月下旬)
- (8) 概要資料(2014年3月下旬)
- (9) 準備調査報告書(2014年5月下旬)
- (10) 機材仕様書(2014年5月下旬)
- (11) デジタル画像集(2014年5月下旬)

#### 8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1) 業務主任/港湾保安計画(評価対象予定者)
- (2) 機材計画1(評価対象予定者)
- (3) 機材計画2
- (4) 施設/建築計画
- (5) 調達計画/積算

#### 9 特記事項

- ・本件受注コンサルタント(JV構成員および補強を含む。以下「受注コンサルタント」という。)は、本調査の結果に基づき、我が国政府による無償資金協力が実施される場合は、設計監理契約以外の役務及び財の調達には参加できない(その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も調達できない)予定です。
- ・共同企業体の結成を認める予定

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。